

令和6年度岐阜県障がい者ピアサポート研修応募要項

1 目的

障がいや疾病等の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアソーター及びピアソーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成し、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組みを支援することを目的として実施します。

2 実施主体

岐阜県

3 受講対象者

- (1)岐阜県内の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所において、現に雇用されているピアソーター(雇用されている方の常勤、非常勤は問いません。)または、今後雇用が見込まれる方
- (2)(1)の方が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者、サービス管理責任者等(以下、「管理者等」という。)で、ピアソーターと協働し支援を行う方

※岐阜県内にある事業所を対象とします。

※身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等、障がい種別は問いません。

※雇用が見込まれるとは、雇用契約を結ぶ予定の事業所が決まっていることをいいます。

※受講対象の障害福祉サービス等は、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労継続支援 B 型、就労継続支援 A 型、共同生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)です。

<参考>

- ◆ ピアサポートとは、「障がいや疾病等の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うこと」をいいます。
- ◆ 令和3年度報酬改定において、「ピアサポート体制加算・ピアサポート実施加算が新設されました。
- ◆ 令和6年度報酬改定において、ピアサポート実施加算に「自立訓練」と「共同生活援助」が追加され、新たに「共同生活援助」の「退去後ピアサポート実施加算」が追加されました。

加算	対象障害福祉サービス	単位
ピアサポート体制加算	自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	100 単位/月
ピアサポート実施加算	就労継続支援 B 型、共同生活援助、自立訓練 ※宿泊型自立訓練を除く	100 单位/月
退居後ピアサポート実施加算	共同生活援助	100 単位/月

※就労継続支援A型については、ピアソーターの配置がスコアで評価されます。

※加算の要件については、厚生労働省の報酬に関する告示、報酬の算定に関する留意事項等を参照してください。

4 受講定員

9事業所(ピアソポーター、管理者等各1名の受講となります。)

※受講申込者が定員を上回った場合は、受講をお断りする場合があります。

※申込は、事業所単位での申し込みとなります。ピアソポーターのみ、管理者等のみでの受講はできません。

5 申込みについて

(1)申込方法

以下の申込フォームよりお申し込みください。また、お申し込みは事業所単位で、ピアソポーターと管理者等の2人1組でお申し込みください。

(※インターネット申請が難しい等のご事情がある方は、「○お問い合わせ先」までご連絡ください。)

<申込フォーム>

<https://logoform.jp/form/T8mB/739736>

<締切日>

令和6年10月10日(木)【期限厳守】16時まで

(2)必要書類

必要様式は岐阜県ホームページに掲載していますのでダウンロードして使用して下さい。

<必要書類>

①障がいがあることを確認できる書類の写し(当事者の方のみ)

※書類をスキャンしPDFで添付してください。

※書類については、下記(3)を参照してください。

②合理的配慮申出書(合理的配慮を要する場合のみ) 様式1

③個人情報の取り扱いに関する同意書(当事者の方のみ) 様式2

④雇用状況の確認できる書類

<ホームページ>

URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/321521.html>

(3)障がいがあることを確認できる書類の例

次の①～⑤いずれかを提出してください。

①身体障がい

身体障害者手帳

②知的障がい

療育手帳

③精神障がい

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいを事由とする公的年金を受けていることを証明する書類(年金証書等)

精神障がいを事由とする特別障害給付金を受けていることを証明する書類

自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)

医師の診断書

④発達障がい

精神障害者保健福祉手帳

療育手帳

医師の診断書

⑤難病患者

医師の診断書

特定医療費(指定難病)受給者証

指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知

※上記の提出が難しい場合、個別に確認しますので「○お問い合わせ先」までご連絡ください。

6 研修日程

基礎研修・専門研修合わせて4日間で実施します。4日間全てを受講してください。

研修名	日 程	会 場
基礎研修	令和6年11月5日(火)・6日(水)	岐阜県庁 1階 ミナモホール
専門研修	令和6年12月5日(木)・6日(金)	岐阜県庁 20階 2001・2002会議室

※詳細な日程については、カリキュラムをご確認ください。

7 実施方法

原則、集合型

※本研修は、講義・演習が一体となった研修のため、指定された日程・会場に受講者が集まる形式で実施します。

※演習では、少人数のグループ内で意見交換してその内容を記録し、全体に向けて発表等していただく場面があります。また、研修受講に当たって配慮すべき事項がございましたら、「障がいのある受講者の合理的配慮申出書(様式1)」により申込時に添付してください。

8 受講決定

- ・申込期間終了後に受講決定し、インターネット申請時にご記入いただいた連絡先にメールにてお知らせします。
受講決定は令和6年10月中旬頃を予定しています。
- ・受講申込者が定員を上回った場合は、加算算定状況やピアサポート雇用状況等を参考に受講を決定します。また、岐阜県内の事業所を優先します。

9 修了証書

- ・基礎研修、専門研修のそれぞれの研修について、全て修了した方に修了証書を交付します。
- ・10分以上の遅刻、早退等の場合は修了とならない場合があります。また、受講態度が著しく不良であると判断した場合も修了とならない場合があります。

10 受講費用

無料

※研修会場までの交通費（介助者同行の場合、介助者の交通費も含む。）は、事業所又は受講者のご負担となります。

1 1 個人情報の取り扱いについて

- ・本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な範囲で使用します。
なお、会場参加の受講者の皆様に、各演習グループ内限りで、以下の情報が記載された名簿を配布予定です。

【名簿記載予定情報】

- ・申込区分(ピアソポーター又は管理者等)
- ・事業所名
- ・事業所サービス種別
- ・受講者番号
- ・氏名
- ・研修終了後、研修修了者名簿につきましては、県で保管いたします。

1 2 研修の受講にあたっての配慮について

- ・研修の受講にあたっては、受講者の障がいについての配慮すべき事項に対応した適切な配慮を行います。
- ・配慮すべき事項がありましたら、受講申し込みの際、配慮事項にご記入ください。

1 3 その他

- ・本研修の日程は予定ですので、当日のプログラム進行状況等によっては開始・終了時間が変更になる場合があります。詳細は、受講決定時にお送りする案内でご確認ください。
- ・研修を延期する場合は、当日の午前8時までに下記の岐阜県ホームページに掲載しますのでご確認ください。

岐阜県ホームページ URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/321521.html>

1 4 お問い合わせ

岐阜県健康福祉部障害福祉課地域生活支援係

<電話番号>

058-272-1111(内 3489)

<受付時間等>

平日 8:30～17:15

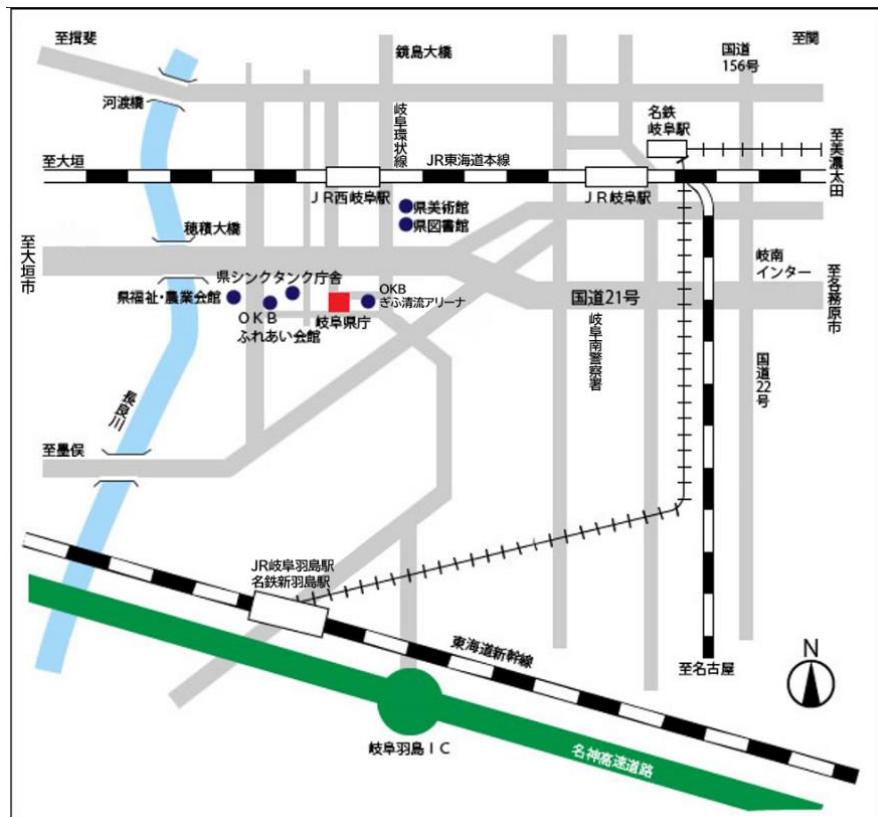
注)応募要領及び県ホームページを確認いただいたうえで、お問い合わせいただきますようお願いします。

URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/321521.html>

15 会場までのアクセス

岐阜県庁

岐阜県岐阜市薮田南2-1-1



◎公共交通機関をご利用の場合

○JR 西岐阜駅から

- ・市橋地区「西ぎふ・くるくるバス」で約 10 分
- ・岐阜バス「笠松県庁線」で約 10 分 「県庁」下車

○JR 岐阜駅・名鉄岐阜駅から

- ・岐阜バス「加納島線」で約 20 分 「県庁」下車